

韓国の倒産制度の現状と展望

リ・ジンマン(ソウル高等法院 部長判事)

1. はじめに

このペーパーは、昨年ソウルで開催された第4回東アジア倒産再建協会シンポジウム以降の韓国での倒産制度の変化を説明し、今後の方向性を展望するためのものである。内容は大きくわけて三つのパートに分かれている。まず、倒産事件の申立て件数の推移をみて(2)、次は、倒産実務の最近の動きと改正統合倒産法(債務者回生および破産に関する法律)の主要内容を紹介し(3, 4)、最後に、倒産制度の今後の方向性を展望してみたい(5)。

2. 倒産事件の申立ての推移

2007年から2013年6月までの倒産事件の申立ての推移をみると以下のようにになっている。ア.の表は韓国全体の倒産事件の申立て推移であり、イ.の表は、倒産事件の数が多く、その規模も大きいソウル中央地方法院の申立て推移である。

ア. 全国法院

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013. 6.
法人 回生	申立件数	116	366	669	630	712	803	394
	前年対比 増減率	-	215.5%	82.8%	-5.8%	13.0%	12.8%	-
回生 単独	申立件数	99	216	523	597	678	727	421
	前年対比 増減率	-	118.2%	142.1%	14.1%	13.6%	7.2%	-
法人 破産	申立件数	132	191	226	253	312	396	218
	前年対比 増減率	-	44.7%	18.3%	11.9%	23.3%	26.9%	-
個人 破産	申立件数	154,039	118,643	110,917	84,725	69,754	61,546	29,435
	前年対比 増減率	-	-23.0%	-6.5%	-23.6%	-17.7%	-11.8%	-
個人 回生	申立件数	51,416	47,874	54,605	46,972	65,171	90,368	51,918
	前年対比 増減率	-	-6.9%	14.1%	-14.0%	38.7%	38.7%	-

表をみれば分かるように、2006 年の統合倒産法の施行以来、倒産事件は持続的に増加している。2012 年を基準として、個人破産を除いた倒産事件全体において申立て件数は増加していて、特に個人回生事件は急増している（2011、2012 年の 2 年連続前年比約 38.7% 増加）。

イ. ソウル中央地方法院

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013. 6.
法人 回生	ソウル中央	29	111	192	155	191	268	124
	全国	116	366	669	630	712	803	394
	全国対比比率	25.0%	30.3%	28.7%	24.6%	26.8%	33.4%	31.5%
回生 単独	ソウル中央	39	83	176	185	235	247	161
	全国	99	216	523	597	678	727	421
	全国対比比率	39.4%	38.4%	33.7%	31.0%	34.7%	34.0%	38.2%
法人 破産	ソウル中央	74	74	122	122	183	190	105
	全国	132	191	226	253	312	396	218
	全国対比比率	56.1%	38.7%	54.0%	48.2%	58.7%	48.0%	48.2%
個人 破産	ソウル中央	50,116	40,859	33,084	19,861	14,062	13,175	6,654
	全国	154,039	118,643	110,917	84,725	69,754	61,546	29,435
	全国対比比率	32.5%	34.4%	29.8%	23.4%	20.2%	21.4%	22.6%
個人 回生	ソウル中央	5,210	5,764	8,661	8,907	13,806	20,455	12,194
	全国	51,416	47,874	54,605	46,972	65,171	90,368	51,918
	全国対比比率	10.1%	12.0%	15.9%	19.0%	21.2%	22.6%	23.5%

2012 年を基準に、ソウル中央地方法院と全国法院の申立て比率を対比してみると、ソウル中央地方法院の法人回生は 33.4%、回生単独 34.0%、法人破産 48.0%、個人破産 21.

4%、個人回生 22.6%で、倒産事件の種類別に全国倒産事件の 1/3 ないし 1/5 以上の事件がソウル中央地方法院に集中されている。

ウ. 家計負債の問題と個人倒産事件の増加傾向

2008 年の世界金融危機以来、世界経済の低迷、韓国の不動産景気の沈滞および住宅価格の下落などにより家計の負債は増加している。家計負債の増加により、2007 年をピークに減少傾向にあった個人破産および個人回生事件が 2011 年からまた増加傾向になって、特に中産階級の個人回生事件の数が増えている。

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013. 6.
個人破産	154,039	118,643	110,917	84,725	69,754	61,546	29,435
個人回生	51,416	47,874	54,605	46,972	65,171	90,368	51,918
合計	205,455	166,517	165,522	131,697	134,925	151,914	81,353

3. 倒産実務の最近の動き

ア. 法人倒産の分野

1) Fast Track 回生手続の定着

2011 年 3 月頃からソウル中央地方法院で実施されている Fast Track (ファスト・トラック) 回生手続はもはや重要な手続として認められている。ファスト・トラック回生手続は事前計画案制度を活用してワークアウトと回生手続を組み合わせ迅速に構造調整をして、市場に復帰させることを目的としている。この制度は企業回生手続が複雑かつ硬直していて、効率性が落ちるといった外部からの指摘を受け、それを反映した新しい法的構造調整モデルを提示した点に意義がある。実施の結果、法人回生手続において手続開始から回生計

画認可までかかる時間が約 4～7 ヶ月ほど短縮された。これは以前の大規模の企業事件の場合約 10 ヶ月～1 年以上かかったことに鑑みると画期的な改善であるといえる。

2) 既存経営者管理人制度の定着

2006 年に統合倒産法が施行され、それに伴い既存経営者管理人(DIP)制度も施行された。それから 6 年が過ぎた 2012 年の統計をみると既存経営者管理人(DIP)制度が定着したと評価できる。2012 年の法人回生事件で管理人が選任された事件の数は下表のとおりである。

区分	既存経営者	第 3 者管理人	共同管理人	合計
事件数	576	35	17	628
比率	91.7%	5.6%	2.7%	100%

2012 年 9 月頃、ウンジンホールディングス(子会社 9 社、上場会社 4 社など、全 27 社の関係会社を持っている持株会社)の法人回生手続の申立てを契機に、債権者金融機関および金融当局を中心に経営不振に責任がある既存経営者が経営権を維持しながら大幅の債務免除などを受ける目的で回生手続と DIP 制度を濫用しているとの批判もあった。しかしそれにもかかわらず、ソウル中央地方法院はウンジンホールディングスの既存経営者(代表取締役)を管理人として看做す管理人不選任決定をくださった。

3) 中小企業の回生コンサルティング

中小企業の経営失敗の原因を正確に診断し、それに応じた対策をたて、中小企業に適切な回生計画案の作成と迅速で効率的な回生手続の進行により早期の企業回生を図るための制度である。ソウル中央地方法院は 2012 年 12 月頃中小企業庁、中小企業振興公団など関係機関との懇談会を通じて中小企業支援制度に関して議論し、2013 年 4 月頃中小企業回生手続の改善のためのシンポジウムを開催した。それから中小企業庁と連携した回生コンサルティング制度を実施している。詳しい内容はグ・ヒグン部長判事が発表してくださる

予定である。

イ. 個人倒産の分野

1) 個人破産事件における破産管財人選任の拡大

従前の破産実務は破産の申立てがあれば破産宣告の前に裁判所が職権で債務者の財産および所得を調査し、財産がない場合破産宣告と同時に破産手続を廃止した。しかし、このような実務の運用は、裁判所の職権調査の正確性に限界があり、手続が遅延する問題があった。また破産手続廃止後、免責手続の進行中に債権者から異議の申立てがあったとしても破産管財人を選任して調査を行うことができないという問題があった。

このような問題を解決するために破産の申立てがあれば、原則的には破産管財人を選任して、例外的に破産宣告と同時に手続を廃止するように実務を変更した。破産手続費用の大部分を占める破産管財人の報酬は比較的小額である 30 万ウォンまで下げ、一人の破産管財人に多数の事件を担当させ破産管財人の収入をある程度保障している。その結果、破産宣告の前段階において裁判所の保全命令、審問などの手続が省略され、予納金が納付されると直ちに破産宣告をすることで迅速な破産宣告が可能になり、破産管財人による迅速な財産および所得の調査によって、誠実な債務者に対しては従前より短期間で免責決定が可能となった。

2) 個人破産、個人回生手続での Fast Track 運用

家計負債問題の解決のための努力の一環として裁判所と信用回復委員会¹が協力するという案が議論され、一部施行されている。これは裁判所内手続と裁判所外手続の連携と

¹ 過重債務者の急増に対する対策の一環として、過重債務者の早い経済的再起を支援するための「金融機関間の信用回復支援協約」に従い、2002 年 10 月に発足した。法的倒産手続に対応する私的ワークアウトを周旋する機関としての性格を持つ。債務者のための信用管理に関する相談および教育などの公益的な業務遂行と、債務調整業務の公正性と客観性を確保するため金融委員会の許可を得て 2013 年 11 月に非営利社団法人として再出発した。

いう側面で意義がある。この案の主な内容は次のようである。信用回復委員会のワークアウト(私的整理手続)を利用するために相談を受けても要求される資格を揃えていないために制度の利用が難しい債務者や利用意思がない債務者に対して、信用回復委員会は、訴訟救助機関を通じて、その債務者を裁判所が引き継がせる。裁判所は信用回復委員会の相談結果を活用し個人回生又は破産手続をできる限り迅速に進行する。信用回復委員会は債務者に個人回生、個人破産制度を積極的に紹介し、相談結果とともに債務者を訴訟救助の指定弁護士や法律救助公団などの訴訟救助機関に引き継がせ、訴訟救助機関は相談結果などに基づいて裁判所に個人回生又は個人破産申立て書を提出し、裁判所は右の結果を活用して個人回生又は個人破産手続を迅速に進行した後に、個人回生を認可するか、破産で免責を受けた債務者を信用回復委員会に引き継がせ信用相談を受けさせる。これを表で説明すると次のようである。

<p>信用回復委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の訪問 ・ 相談およびフィルタリング(私的ワークアウト/個人回生/個人破産) ・ 個人回生・破産の理由調査および財産・所得の検証(検証資料の具備) ・ 意見書(信用相談報告書) ・ 債務者に適切な訴訟救助機関などに案内(又は訴訟救助機関が信用相談機関まで来て訴訟救助サービスの提供および受任)
<p>訴訟救助機関 訴訟救助指定弁護士 法律救助公団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用回復委員会から移管された資料の検討および確認 ・ 申立書作成に必要なその他の書類の準備 ・ 申立書の作成および受付(個人回生/個人破産)

	<u>個人回生</u>	<u>個人破産</u>
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回生委任の迅速な調査報告 - 申立書の検討 - 信用回復委員会の意見書の検討および活用 - 財産、所得資料の検討 ・ 裁判所の迅速な開始決定 - 債権者の異議申立時追加調査 ・ 債権者集会および弁済計画認可 ・ 信用回復委員会に通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産宣告および管財人の選任 ・ 管財人の迅速な調査報告 - 申立書の検討 - 信用回復委員会の意見書の検討および活用 - 財産、所得資料の検討 - 債権者の異議申立時追加調査 ・ 債権者集会および免責決定 ・ 信用回復委員会に通報
信用回復委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者に対する認可(個人回生)、免責(個人破産)後信用相談カウンセラーの相談サービス提供 ・ 債務者は信用回復委員会の助けを得て弁済計画履行等信用回復努力 	

4. 倒産法の改正

「信託法」によって設定された有限責任信託に属する財産に関する破産制度が導入されたことにより、その破産事件の裁判管轄、信託行為の否認、取戻権などに関する規定を新設するため統合倒産法が改正された。この改正法律は2013年5月28日から施行されている。その主要内容は以下のようなものである。

有限責任信託財産により支給ができない場合は裁判所は破産宣告をすることができ、受託者が信託債権者又は受益者に対して支給を停止した場合は有限責任信託財産により支給できないと推定され、有限責任信託財産により信託債権者又は受益者に対する債務を完

済できない場合は裁判所は破産宣告をすることができる。

有限責任信託財産に関する破産事件は原則的に受託者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所に専属管轄がある。但し、該当する管轄裁判所がないときは、有限責任信託財産の所在地を管轄する地方裁判所の本庁が専属管轄権を持つ。

有限責任信託財産に対する破産の申立ては信託債権者、受益者、受託者、信託財産管理人又は清算受託者ができる。

債務者が「信託法」に基づき、委託者としてなした信託行為を否認するときは受託者、受益者又はその転得者を相手方とすることとする。管理人は受益者受益権の転得者がある場合はその転得者の全員に否認の原因があるときだけ、受託者に信託財産の現状回復を請求できる。債務者に対して破産が宣告された場合、当該債務者が「信託法」に基づいてなした信託行為の否認については回生手続においての信託行為に関する規定を準用する。

5. 倒産制度に関する今後の展望

1) 統合倒産法の改正作業

韓国の法務部は 2013 年 4 月頃、法学教授と判事、弁護士等をもって構成され、倒産法の改正案を立てるための議論を行っている。2013 年 12 月には改正案を完成し、2014 年には立法予告をして、公聴会などの世論収斂過程を経て 2014 年 6 月には改正案を国会に提出する予定である。「倒産法改正委員会」は現行統合倒産法の第 2 篇の回生手続、第 3 篇の破産手続。第 4 篇の個人回生手続に共通する手続規定、実体法の規定(否認権、相殺権、未履行双務契約の規律、破産財団、個人回生財団、管理人、破産管財人、財団債権、担保債権、別除権、取戻権など)を総則として統一的に規定しこれを整備することと、中小企

業の回生手続の簡略化案などを主要な議論事項として扱っている。

2) 倒産電子訴訟の実施

韓国の大法院は 2014 年 4 月から倒産手続を電子的な方法で申立てて手続を進行する倒産電子訴訟を実施する予定である。この制度が施行されると申立てから手続進行までの全過程が電子的に行われることになる。法人回生、回生単独、法人破産の場合は申立人の電子訴訟に対する同意有無は関係なく全面的に電子化される予定であり、個人破産、個人回生の場合は申立人が電子訴訟に対して同意した事件に限り部分的に電子化する予定である。この制度が施行されると誰でもインターネットを利用して韓国法院電子訴訟ホームページに接続し手続の申立てをすることが可能になり、電子文書の電子的送達などによる手続進行期間の画期的短縮の実現が期待できる。

3) 回生・破産委員会の設置

回生・破産手続の関連政策の制定、制度の改善などに関する諮問、管理委員会の設置・構成・運営に関する基準の審議および諮問、管理委員・管理人・調査委員・破産管財人・回生委員(法院事務官回生委員は除く)等の候補者の選抜・管理・委嘱に関する基準と手続の審議および諮問などの業務を遂行するための機関として大法院の法院行政処に回生・破産委員会を設置する手続が進行している。

4) 倒産専門法院(破産法院)の設置に関する議論

倒産事件がもっとも多く、安定的であり、破産部の規模がかなり大きいソウル中央地方法院破産部を分離して、ソウル破産法院を設置する案が推進されている。現在大法院長の諮問機構である司法政策諮問委員会(2013 年 2 月に第 2 期委員会発足)の主要案件として想定されている。